

# 戦争と首切りの総選挙情勢と対決する労働者集会

# 11・3日比谷野音

## 関生支部弾圧、港合同への選別解雇と闘おう！ 国境を超えた国際連帯の力で戦争を止めよう！

### 【JRで続発する信じがたい安全崩壊】

#### ▼JR貨物631両で不正 (9/10 発表)

北海道支社輪西車両所 貨車 319 両  
関東支社川崎車両所 貨車 275 両  
関西支社広島車両所 機関車 4 両  
貨車 33 両

→その後の緊急点検でJR東海10両、JR北海道約180両で圧力の目安超過が明らかに

#### ▼JR九州・高速船で浸水を隠ぺいするために浸水量の虚偽記載・浸水警報センサーの高さを細工 (8月の国交省監査で発覚)

#### ▼JR東海・保守用車両「約14年間、ブレーキの点検方法を誤り続けていた」「3分の1の車両がブレーキ力不足だった」と発覚

### JR貨物631両で輪軸組立作業で不正

### 相次ぐ信じがたい安全崩壊

JRで信じがたい安全崩壊が相次いでいる。9月10日、JR貨物は3つの車両所で車両の輪軸組立作業時に不正行為があったと発表した。それ以前もJR九州の高速船の浸水隠ぺい、JR東海でのブレーキ検査誤りなどが起こっている。

JR貨物では、貨物列車の車輪に軸を取り付ける作業で、取り付け圧力が基準値の上限を超えた際、記録表の値を基



国交省JR貨物データ改ざん 午後立ち入りへ  
組み立て作業で強い圧力がかかっていた場合  
車輪や軸に傷がつき強度弱くなっている可能性

7月に新山口駅構内で脱線事故が発生し、原因調査の中で社員からの通告で発覚した。その後、各鉄道会社で検査が行われているが、すでにJR東海で10両、北海道で約180両で圧力が基準を超えていたと発覚している。

「鉄道軽視」の融合化  
ここまで検査不正が横行するというのは、明らかに会社の責任だ。  
現場への調査では「作業のやり直しによる部品廃棄を避けたかった」「基準値の上限を少し



### 那須電機鉄工の選別解雇を撤回せよ！

港合同昌一金属支部と支援・共闘団体で那須電機鉄工社・社長宅へのデモを行った (9月7日 東京都中野区)

11・3全国労働者集会への参加を訴えます。  
呼びかけ3労組は激しい組織攻防の渦中にあります。合同は、金属支部に対する民事再生法を利用した倒産→選別解雇と闘っています。関西生コン支部は、湯川委員長への10年求刑という前代未聞の攻撃と闘っています (来年2月26日判決)。  
国鉄1047名解雇をめぐる闘いは、東京地裁が7月31日、井手や深澤らの証人採用を拒否して結審を強行し、最後は警視庁

を導入して傍聴者を全員退廷させる暴挙に出ました。  
関西生コン支部の産業別労働運動の画期的地平や、港合同の企業の扉を超える地域闘争、国鉄分割・民営化と闘い抜き団結を守ってきた動労千葉の地平をめぐる労働運動の未来をかけた決戦です。  
また全国各地で「ウクライナ戦争・ガザ虐殺をやめろ」「中国侵略戦争阻止」を掲げた反戦デモが行われ、昨年11月集会以降だけで22波のストライキが闘われました。ヒロシマ圧殺を狙う原爆ドーム前集会禁止を打ち破った8・6闘争など、この間の闘いの地平を11・3に結び付けなければなりません。

### 11・3全国労働者総決起集会

11月3日(日) 正午 日比谷野外音楽堂  
午後3時 改憲阻止！1万人行進 (東京駅へデモ)

4月の日米首脳会談や7月の日米安保協議委員会(2+2)で自衛隊と米軍の指揮統制機能の統一が確認されました。「核の拡大抑止」も打ち出されました。九州南端から台湾までの琉球弧で自衛隊基地建設やミサイル配備が進んでいます。新たな安保沖縄闘争が必要です。  
自民党の総裁選挙では改憲と解雇規制の緩和が焦点となつていきます。11・3集会は、戦争と首切りの解散総選挙の情勢の中で開催されます。私たちの闘いと組織化の努力が無数の決起と結びつく情勢です。  
そしてデモやストの大衆闘争で立ち上がる世界の労働者との国際連帯を実現しよう。

### 目標を立てて組織化を

#### 11・3集会賛同人・賛同団体会議

東京都内で9月14日、11・3労働者集会の第3回賛同団体会議が行われました。  
呼びかけ3労組からは関西生コン支部の武谷新吾副委員長が弾圧粉砕に向けた報告と決意を述べ、11・3について「まだ日がある。目標を立てて組織化を」と訴え、8・6ヒロシマ弾圧との闘いを強調しました。  
港合同の木下浩平執行委員は昌一金属闘争について那須電機鉄工に必ず責任を取らずと決意を語り、労働組合をめぐる攻防が情勢を決めるとしてこの間のストライキの意義をアピール。  
動労千葉の関道利委員長は、11・3集会について労働者集会・反戦集会として幅広い人びとの

結果を呼びかけました。

全国運動の呼びかけ人の金元重さんは、8・6や韓国旭支会成果や関西生コン支部の反転攻勢などを活用した組織化を訴え、山本弘行さんが国際連帯の取り組みの報告を行いました。

高山俊吉さん(改憲戦争阻止大行進)は改憲で一致する自民党総裁選などへの危機感を訴え、バーゼル宣言の精神で闘うことを呼びかけました。

討論では、労働組合を訪問し参加を訴えた際の会話の教訓、組合の分会を結成した報告、『琉球弧を戦場にするな』上映会運動の取り組みなど、首都圏の各地域での11・3組織化の報告や教訓などを議論しました。

# 11・3集会の大結集実現を！

## 勤労千葉を支援する会が定期総会

8月24日、2024年度勤労千葉を支援する会定期総会が開催された。

東京西部の運営委員が司会をつとめ、最初に神奈川の委員が「物販を20年以上取り組んでくれている労働組合に真正面から11月集会の結果を訴えたい」と主催者あいさつを行った。

次に運動方針案の取り組みの経過と国際連帯の報告を山本事務局長が提起、闘いの基調と具体的方針提起を織田事務局次長が行った。

山本事務局次長は、7月31日の1047名解雇撤回裁判において、東京地裁が井手らの証人尋問を認めず結審を強行し、抗議する傍聴者に全員退廷を命じて暴力的に裁判所から排除したことを厳しく弾劾した。

そして国鉄闘争は解雇撤回まで「あと一歩」に迫っているとして11月13日の判決に結集し反動判決の打破を訴えました。

織田事務局次長は、勤労千葉の提起に全力で応え、11・3集会の大結集を実現しようと呼びかけました。8・6ヒロシマの勝利は、日米安保を揺るがす突破口をこじ開けたとして、戦時国家改造の先端にある「労組なき社会」化の攻撃と対決する勤労千葉を守り抜き、その組織拡大を支えようと呼びかけました。



勤労千葉を支援する会総会

9月27日に投票が行われる自民党総裁選において、解雇規制・労働時間規制の緩和が争点として急浮上している。

決戦投票に進むことが有力視されている小泉進次郎は出馬会見において、父親である小泉純一郎首相の「聖域なき構造改革」を思わせる言い回しで「聖域なき規制改革を断行する。賃上げ、人手不足、正規・非正規格差を同時に解決するため、労働市場改革の本丸である解雇規制を見直す」と訴え、1年以内に実現する考えを示した。

河野太郎も公約の柱に労働市場改革を上げ、解雇の金銭解決のルール整備（金銭解雇制度）を提唱した。

小泉は次のように述べて「解雇規制（特に整理解雇）」の緩和を提起している。

「現在の解雇規制は、昭和の高度成長期に確立した裁判所の判例を労働法に明記したもので、大企業については解雇を容易に許さず企業での配置転換を促進してきた」

さらに質疑応答では、整理解雇4要件に言及し、「4つの要件があって、それを満たさないと人員整理が認められにくく、この状況を変えていく」とまで言っている。

整理解雇とは、企業の経営上の理由による人員削減であり労働者に非がない解雇として厳格に規制されている。

歴史的には、ドッジラインが実施された1949年前後や、1973年の石油危機以降に人員整理が広範に強行され、激しい労働争議も生じ、同時に1970年代に「整理解雇法理」として法律と同等の効力を持つ判例法理が確立していった経過がある。

整理解雇法理（4要件）は、50年代に最高裁判決によって確立した解雇権濫用法理（正当な事由のない解雇は無効となる）に踏まえたものであるが、実は整理解雇4要件について明確な最高裁判決は存在せず、厳密な意味での「判例」ではない。しかし、4要件を満たさない整理解雇を行う際に満たす必要があるとされる4つの要件

として無効であるとの法的・社会的な規範が歴史的に確立したのである。

解雇は「解雇権の濫用」として無効であるとの法的・社会的な規範が歴史的に確立したのである。

解雇4要件とは、整理解雇を行う際に満たす必要があるとされる4つの要件である。

- ①人員削減の必要性
- ②解雇回避努力義務の履行
- ③人員選定の合理性
- ④解雇手続きの妥当性

整理解雇は通常の解雇の

## 自民総裁選で解雇規制の見直し争点に浮上

有効性の判断基準よりも厳格

で、会社は労働者や労働組合に對して整理解雇の必要性や時期・規模・方法などについて説明する義務がある。特に労働協約で整理解雇に関する協

議・説明事項条項が定められている場合は、条項に違反して協議・説明を経ずに

行った整理解雇は無効と判断される。

バブル崩壊後の不良債権による貸しはがしなどにより倒産が増加した2000年前後から断続的に解雇規制の見直し・緩和が粗上りしたようになってきた。

整理解雇は上記の4要件すべてを満たさなければ解雇無効となる。しかし、これを「4要素」とすることで各要素の総合判断との論法がうち出され、ある要素が欠けていても有効となる場合があると

する裁判例が出てくる（2000年のナショナル・ウエストミンスター銀行事件／東京地決など）。

労働政策審議会（厚生労働大臣の諮問機関で公労使3者で構成）などでの議論を経て、解雇権濫用法理については労働基準法18条の2として03年に立法化（判例を法律化した）され、そ

の後、07年に労働契約法に移動した（これは、強行法規である労働基準法から民法の特別法である労働契約法に移したものであり重大な後退である）。

金銭解雇制度についても何度か論点に浮上したが、結果的にはことごとく退けられてきた。

また整理解雇法理については法制化はされず、判例法理として維持されてきた。

許しがたい詭弁

話を自民党総裁選に戻すと、小泉は解雇4要件に言及した際に、特に「解雇回避努力義務」についての見直しを強調し、再就職支援やリスキリング（新たな分野や職務におけるスキル習得の意味）などを行えば整理解雇が有効になる制度の確立を打ち出した。

だが、これを解雇規制の緩和にすり替えるのはハレンチ極まりない。そもそも労働者には「職業選択の自由」があり、労働者の退職を制限する法律などどこにもない。

さらには、高齢者の解雇が難しいから若者の正規雇用が難しいとの趣旨の演説も行っていい。そもそも高齢者の多くは、再雇用、非正規雇用だ。また就職水戸河世代に非正規雇用が多いのは、父親の小泉純一郎政権の時に製造業派遣の緩和など一連の雇用破壊政策によるものだ。解雇規制の緩和が労働者の利益であるとの詭弁は本当に許しがたい。

＊

金銭解雇制度は、上述の通り2000年頃から議論され、04年発足の「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」の報告書（05年）も「解雇の効力判断」と「金銭解決」の二本が柱だった。和解金に上限を設けて解雇無効の際のバックペイの原則を否定することや、使用者からの金銭解雇の申立権も論点となっている。

デロゲーション

小泉は、労働時間規制の緩和も打ち出した。現状の労働時間規制が、原則として月45時間を超え、上限になっていることについて次のように述べている。

「企業からも働く人からも、もっと柔軟に働けるようにしてほしいという切実な声が上がっている」「昭和モデルを前提に構築された令和の今の働き方の多様化に追い付いていない。1人ひとりの人生の選択肢を増やすことで誰もがより自分らしく

生き、モチベーション高く働ける社会をつくる。そうすれば人口減少が進むなかでも労働力人口を維持し、生産性があがっていく新しい成長モデルの構築を私にやらせてください」

そもそも「昭和の時代」は、現在よりも長時間労働が蔓延し「過労死（Karoshi）」が国際語として通用するほどだった。今もなお実態は変わらず、より深刻化・悪質化している。さまざまな規制が設けられたが、抜け穴だらけで違法・脱法的な働き方が続いている。

安倍政権時代に制定された「働き方改革関連法」は残業代ゼロ制度の導入など批判されつつ、月45時間の時間外上限が設定された。しかし、これも特別条項があれば最大で月100時間（未満）まで延長できる。

経団連は1月、「労使自治を軸とした労働法制に関する提言」を公表した。同提言は、「働き方の二一の多様化や企業を取り巻く環境変化などを踏まえ、時代に合った制度見直しの検討を不断に行うべき」として、労使自治によって労働時間規制のデロゲーション（法の逸脱を認めること）の範囲について大規模な拡大を求めている。

これは労働組合を社友会に置き換える画史的な攻撃であるが、直接のターゲットは労働時間規制を労使自治の名において葬り去ることにある。これが自民党総裁選の争点となったことはけっして偶然ではない。

整理解雇4要件撤廃し企業の解雇自由を狙う

9月7日に報道番組『ニューZERO』に出演した際も、キャスターから「リスキリングや再就職支援をさせれば企業側の論理でクビを切りやすくする」ということになると聞かれると、「解雇を促進するための労働市場改革ではなく働く方のための労働市場改革をやりたい」と説明した。

確かに「仕事を辞めたいのに辞められない」「会社が辞めさせてくれない」「事例は増えてい

る。だが、これを解雇規制の緩和にすり替えるのはハレンチ極まりない。そもそも労働者には「職業選択の自由」があり、労働者の退職を制限する法律などどこにもない。

さらには、高齢者の解雇が難しいから若者の正規雇用が難しいとの趣旨の演説も行っていい。そもそも高齢者の多くは、再雇用、非正規雇用だ。また就職水戸河世代に非正規雇用が多いのは、父親の小泉純一郎政権の時に製造業派遣の緩和など一連の雇用破壊政策によるものだ。解雇規制の緩和が労働者の利益であるとの詭弁は本当に許しがたい。

＊

金銭解雇制度は、上述の通り2000年頃から議論され、04年発足の「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」の報告書（05年）も「解雇の効力判断」と「金銭解決」の二本が柱だった。和解金に上限を設けて解雇無効の際のバックペイの原則を否定することや、使用者からの金銭解雇の申立権も論点となっている。